

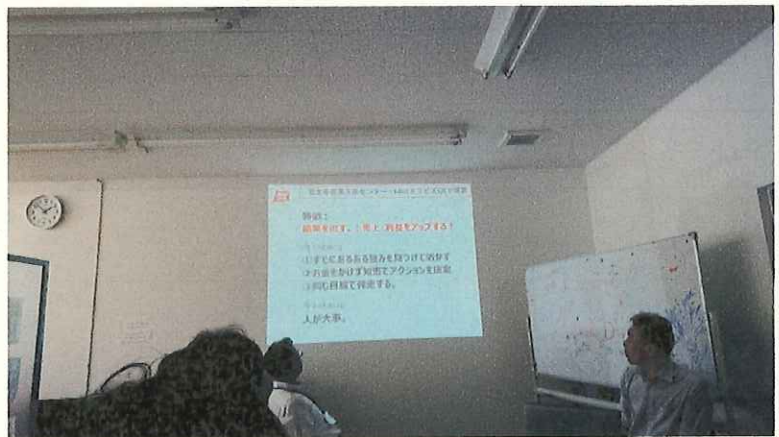
調査研究・研修活動実績報告書

氏名 愛敬重之

| | |
|------------|--|
| 日時 | 2018年 5月 15日(火)～2018年 5月 16日(水) 13時 30分 ～ 視察終了時間 14時 40分 |
| 研修名 場所等 | 「起業創業・中小企業支援センター(通称)アマビズ」について 15日:天草市 「空き家対策について」 16日:南九州市 |
| 目的・内容 | 天草市:地方創生の最先端として注目される「地域創生コンサル」として、開設当初より多くの事業者の相談を受け活躍している「Am a - b i Z」のセンター長の内山氏より報告を受ける。 北九州市:南九州市空家等対策基本計画を策定し、「安全・安心が守られ、災害に強いまちづくり」「良好な環境で快適に暮らせるまちづくり」「定住促進による活気のあるまちづくり」に向けた様々な施策等を伺いました。 |
| 成果・所感 | |

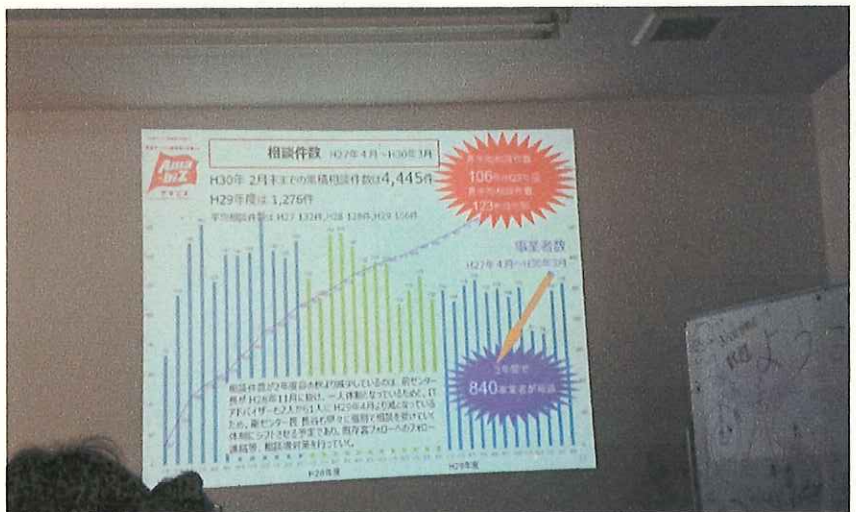
天草市:「天草市起業創業・中小企業支援センター Am a - b i Z」

天草市内の産業支援機関である天草市、本渡商工会議所、牛深商工会議所、天草市商工会、天草信用金庫の5団体が一体となって支援センター「Am a - b i Z」(アマビズ)を運営。無料で利用できる相談所として平成27年4月に開所しました。天草市長の政策のトップでもあるので力のいれようもかなりのものでした。(市からの委託金も5,200万円)内山センター長も結果に結びついているので自信のある解説でした。



アマビズの運営方針

- ・強み創造性のビジネスサポート
- ・相談者と同じ目線で一緒になって挑戦する
- ①アドバイスではなく、ソリューションを提案。
(問題点指摘ではなく、企業の強みを伸ばす具体的な提案を実施する)



- ②ワンストップ・コンサルティング(幅広い相談に対応する)
- ③継続的なフォロー(成果を出すために一緒に走りながらの支援) = 私はここが重要かと感じました

アマビズの使い方

起業したい時

「自分の直接販売を始めたいんだけど!」

「いっしょにコンセプトや価格、資金の調達方法などを考えよう!」

「商標や特許の登録も済ませよう!」

「早速お客様へ商品を出して!」

アマビズの使い方

売上アップしたい時

「最近の客さまが少ないんです。電話は立派に作っただけですが!」

「え! 体験もできるなんてすごいじゃないですか!」

「その情報を発信しましょう!」

「ホームページやパンフレットの作成も有償!」

「メディアの活用も有償!」

「方法はいろいろありますよ!」

「おかげで売れ上げにびっくり! これからも頑張ろう!」

Step 1 聞く

ビジネスチャンスや課題を再び見直してあげよう!

もやもやや不安に感じているのならば、ぜひ一度お話を聞きましょう。

会社のことや商品のこと、あなたのこと、夢や想い、お悩みや課題のこと教えてください。もやもやのままでも大丈夫です。誰かに話だけでも楽になり、先が見えてくる場合もあるものです。

Step 2 見つける

光の当て方で宝はもつと輝きます。既にをお持ちのセールスポイント「強み」の再発見をお手伝いします。

Step 3 提案する

価値は何か?

商品やサービスの価値は何か、コンセプトを一緒に企画します。

お客様は誰か?

お客様は誰なのか、誰に売るのか、どうやって、誰を通して売るのか、一緒に考えます。

デザインは?

どんな商品として価値を生かすのか、どう見せるのか、一緒に考えます。

商品

実際の商品開発に向けて動くことは事業者の皆さんにしかできないこと。スケジュールを確認したり、相談役として応援します。

情報発信

商品やその強み、会社についての発信を強化したり、メディアに載ってもらうたり、情報発信が、お客様に伝えます。

商品コンセプト

ターゲット

メニュー(価格)

スケジュール

プレスリリース

Step 4 伴走する (フォロー)

継続しての無料サポートをお約束いたします。一緒にがんばりましょう。

応援

資金づくり

ITサポート

セミナー

マッチング

プロジェクト

実業家

コンサルティング手法として

- ①じっくりと話を聞き⇒真の強みを引出し⇒売先・ターゲットを明確にしながら⇒具体的な助言・提案
- ②お金をかけずに知恵かけるアドバイス。相談も無料
- ③やる気を起こし、そのチャレンジに伴走 (失敗してもフォローをしていきプラスにする) 失敗できる環境がある
- ④チームでサポート (専門性あるアドバイザーと協働) (アマビズチーム)

まとめ

アマビズのようなセンターがあり一言うらやましく感じました。私が伺って一番よかったのは、相談された支援者をそのままにせず、問題が発生したら問題解決、目標達成まで伴走するというシステムが地方の中小企業、零細企業が元気になるポイントかと思いました。

参考

補助金を活用するために、大事な5つのポイント

1. 事業自立・拡大のための補助エンジンと位置づけよ

補助金に依存しないことがなにより大事。補助金は、新たな事業に一步踏み出していくときの「補助エンジン」として、生かすべきと思います。

2. これを機に、棚卸して計画する

請求書づくりは、現状の分析や今後の展開計画について立ち止まって考え、まとめるチャンス。振り返り、展望を活かす機会としてください。

3. ヒラメにならない=顧客と事業のため、役所のためじゃない

事業は顧客のために行うもの。でも補助金に依存する人は、時に「ヒラメ」と呼ばれます。お上ばかりうかがって、目が上についているから。

4. あてにしない、あったらもっとここまでやれる、という位置付け

大事なことは、補助金があってもなくてもやるっていうこと。だから、補助金はアテにしない。だって、補助ロケットだから補助金がなくてもやれますから。

5. 税金を他の人よりも、自分たちはより「生き金」にする思い

補助金は自分たちで出している税金。みんなで出しあったお金で後押ししてくれる。「他の人より有意義に使うんだ」という覚悟と決意が求められると思います。

南九州市：「空き家対策について」

1. 計画の背景

急激に進行する少子高齢化社会のなかで、空き家に関する問題は、全国的に表面化してきています。特に管理不十分な空き家問題は防災・防犯・安全・環境・地域の活性化・景観の保全などの面から市民生活に悪影響を及ぼすため、早急な解決が求められています。国は、この空き家問題の根本的な解決策として平成 27 年 5



月 26 日に「空き家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「空き家等特別措置法」という。）を施行し、危険な放置空き家について、各自治体に立入調査の権限を付与し、所有者に修繕や撤去などの指導・助言、勧告、命令を行なえるほか最終的に行政代執行による撤去もできることを定める。

計画の期間については、社会情勢の変化等によることもあり、5年間としてあるようです。

2. 今後の空き家等対策の基本的な指針では南九州市では3点を掲げていました

①安全・安心が守られ、災害に強いまちづくり

特定空き家等は、災害発生など地域住民への危険性が懸念されるため、空き家等の適切な管理・除去を推進することにより、地域住民が安全・安心に暮らせ、災害に強いまちづくりを目指します。

②良好な環境で快適に暮らせるまちづくり

特定空き家等は、周辺環境への悪影響の長期化が懸念され、多くの問題を生み出すことから、その発生を防止することで良好な住環境を維持し、住民が快適に暮らせるまちづくりを目指します。

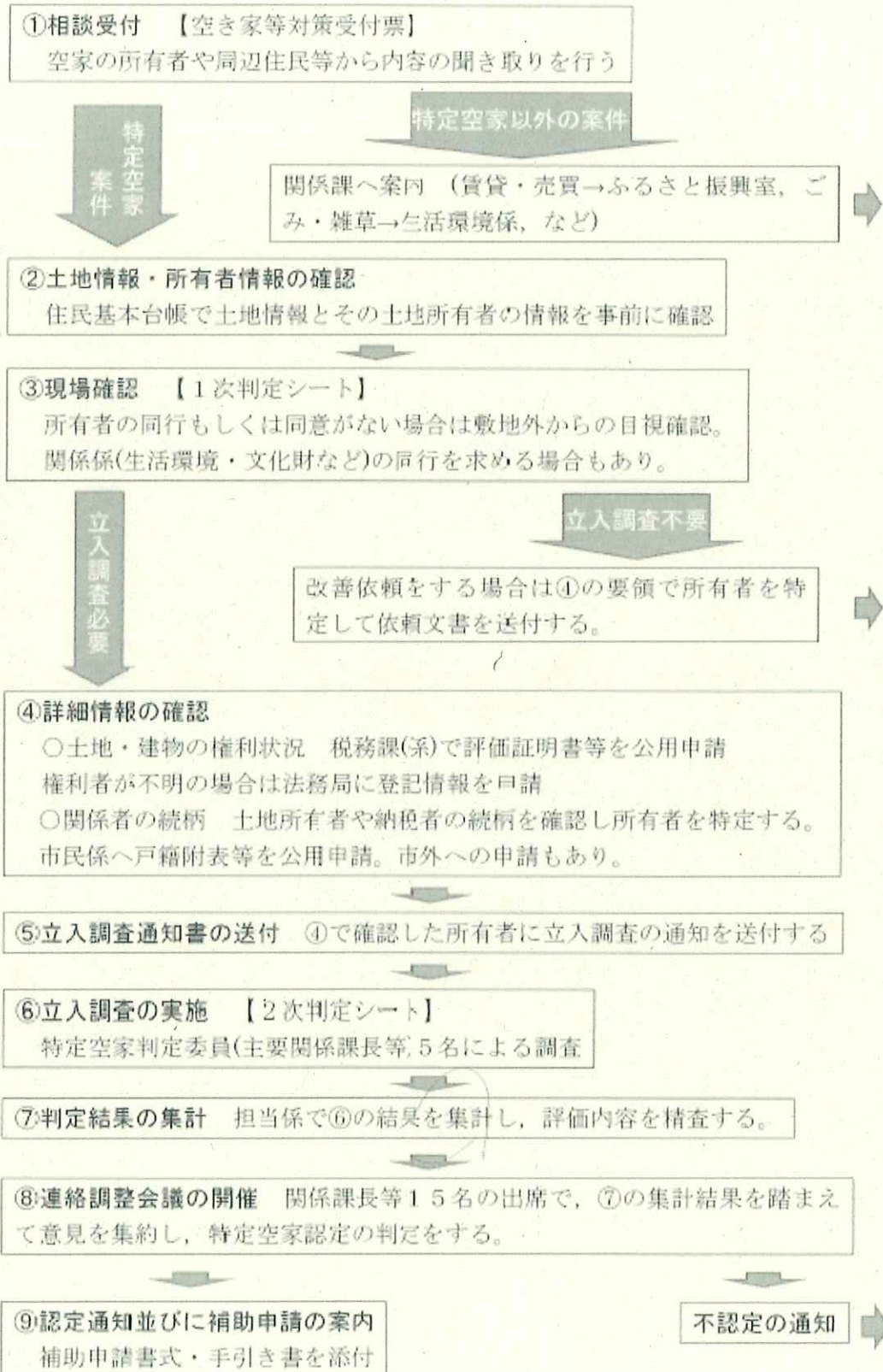
③定住促進による活気のあるまちづくり

市が空き家の情報を管理し、相談体制を整備することにより、定住促進を推進し、活気あるまちづくりを目指します。

3. 事業のお話しを伺い…

南九州市では、少子高齢化対策でうまくこの空き家対策事業を活用していることも分かりました。地域づくりについて利用できる空き家については（ふるさと振興室）が、除去等の空き家については（建築住宅課）が窓口になっているようです。空き家対策も空き家バンクを利用し様々な事業が開始されました。出会い応援事業制度、移住・定住促進対象事業、働く若者定住促進事業とありました。空き家対策事業をうまく活用することも必要かと思いました。特定空き家の認定方法では、鹿児島県指導で評価内容を一定にしている点もいいと思いました。空き家バンクでは、市内宅地建物取引事業者（17 事業者）に仲介をしてもらっている点など、公民連携事業でもあると思いました。現在登録件数 120 件に対して、うち空き家バンク経由は 78 件あったようです。桑名市でも空き家対策事業をうまく利用し、子育て世代の方々が住みやすい環境づくりをするのも必要かと思いました。

フローチャート 相談～特定空家認定まで



フローチャート 補助金事務

①補助金申請の受付

添付書類

住民票の写し
工事見積書
現況写真
市税等収納状況確認同意書
権利者が複数の場合は委任状



②決定通知の送付

変更(中止)申請書と実績報告書を添付



③変更(中止)申請の受付

工事金額の変更を伴う大規模な工事の変更がある
大幅な工期の変更がある, など



④変更決定通知の送付



⑤実績報告の受理

添付書類

工事経費の領収書
施工中・施工後の写真
決定通知書の写し
産廃マニフェスト



⑥確定通知の送付

請求書書式を添付



⑦補助金請求・支出処理

空家等適正管理支援事業（除去）について

老朽化した危険な空き家を放置すると、防災・防犯・衛生・景観等の観点から、市民の生活環境に深刻な影響を及ぼす場合があります。早めの適正な管理を実施するために、老朽化した危険な空き家の除去に係る経費の一部補助を行っています。

補助金交付の対象となるひと

- ・空き家の所有者（個人）または所有者の承諾を受けた者
- ・市税を滞納していない者
- ・暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者を含む）でない者
- ・その他市長が認めた者

補助対象空家等

- ・南九州市内にあること
 - ・空家法の規定による特定空家等
- 但し、空家法第14条第2項に基づく勧告を受けた特定空家等は除く
- *空家法・・・空家等対策の推進に関する特別措置法

補助事業

- (1) 除却工事（建築物及びこれに附属する工作物の全部の撤去に係る工事）
 - (2) 除却工事及び附帯工事（敷地にある門扉、塀、立木等の撤去に係る工事）
 - (3) 応急措置（地域の住民等に危害を及ぼす等の危険な状態を回避するために必要な措置）
- ・市内施工業者が行う工事等に限りません。

補助金額

補助事業の工事等に要する金額の3分の1を補助します。（千円未満切捨て）

- ・上記（1）又は（2）の上限額は30万円（上記（3）を実施済の場合は、その補助金額を除く）
 - ・上記（3）の上限額は10万円
- *予算に達し次第、受付終了します。

以上